

[実務対応報告]

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」

- 法人名 :全国神社厚生年金基金
 - 部 署 :基金事務局
 - 役 職 :常務理事
 - 名 前 :上山 孝
-

■コメント:

平成16年厚生年金保険法の改正により、基金設立企業が代行部分について最低責任準備金を超えて負担を行うことがなくなったことから、企業の代行部分に対する責任は根本的に変化した。

このことから、本公開草案に反対するとともに代行部分については退職給付会計基準の対象外とする、もしくは退職給付会計基準の対象とするのであれば、債務を最低責任準備金とするよう早急に見直しを要望する。
